



川西薩地区2市4町3村

川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上甌村・鹿島村

法定合併協議会だより

2003
臨時号
平成15年7月発行

発行責任者：川西薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川西薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@senseisatu-gappei.kagosa.jp ホームページアドレス http://www.senseisatu-gappei.kagosa.jp/

川西薩地区法定合併協議会を休止します

先行協議・復元方式により

新たに川薩地区法定合併協議会を設立

川西薩地区法定合併協議会は七月十日開いた第八回会議で、次回開催を未定の取扱いととし、休止することになりました。

串木野市の離脱の動きをめぐって合併協議に支障が生じ、これ以上の協議と事務の遅れは許されないことや、下甌村の加入を実現するために、いったん川西薩地区法定合併協議会を休止とし、串木野市を除き、下甌村を加えた新たな枠組みによる法定合併協議会を設置し、「先行協議」する必要性に迫られたためです。

七月十日に発足した川薩地区法定合併協議会は原則として、合併期日の目標（平成十六年十月十二日）など川西薩地区法定合併協議会のこれまでの調整方針、協議結果を引き継ぎます。

串木野市に対しては川西薩地区法定合併協議会の窓口は開かれており、串木野市長が串木野市議会と協議のうえ残留の意思決定をされた場合、たまたちに串木野市を入れた川西薩地区法定合併協議会での事務と協議の「復元」が行われることとなります。

▲川西薩地区法定合併協議会の活動を休止し、新たな法定協が設置される理由▼

【下甌村の加入問題】

下甌村の法定協加入について串木野市長から反対意見が出されたため、時間的に最終期限に入っている中で下甌村が直ちに加入できる手法を検討する必要がある。

【串木野市長から「議会と意思統一された最終方針」が示されていない】

・本年三月以来四カ月にわたり、串木野市長から「議会と意思統一された最終方針」が示されず、川西薩地区法定合併協議会の運営に重大な支障が生じており、同時に議会と住民への説明責任を果たせない状況になっている。

【合併協議への支障】

・新市まちづくり計画は串木野市を含む枠組みで原案を作成したが、九市町村での住民広聴会が串木野市の広聴会不参加の申し出により開催の見通しが立たない。
・新市名称について、候補選定着手など今後の取扱いを決定できない。
・住民生活に直結している「使用料・手数料」「公共的団体」「上下水道」の取扱いなど合併協定項目について串木野市を含んで一元化調整しているが、こ

のままでは法定協議会への提案↓各市町村へ持ち帰り↓法定協議会での承認の流れが円滑にいかない。

・社会福祉協議会については、本年三月二十七日までに九市町村の社協で川西薩地区社協合併協議会設置の意思決定をしたが、串木野市の動向が定まらないため第一回の協議会と幹事会を開催できない。

・早く方針を示すべき「新市役所の組織・機構」「議員の定数・任期」の協議ができない。

・一部事務組合の取扱い協議は、他の一部事務組合や法定協議会と共通スケジュールで連帯しており、法定協議会への提案の早い地区に合わせる必要があるので法定協議会の事情で遅らせることはできない。

【合併特例法の期限】

国、県の財政支援のある平成十七年三月までの合併特例法期限内に合併協議を済ませ、合併を施行するためには本年度中に調印、議決が必要であり、これ以上の協議と事務の遅れは許されない状況にある。

【合併の先行協議と復元方式による対応】

従って、現在、川西薩地区は、下甌村の法定協議会加入の可能性を見出すことに併せ、合併協議が進まない現状のままか「新たな法定協議会を設置するか」の二者択一の最終期限にきていることから、下甌村を含む新たな法定協議会を設置して「合併の先行協議と復元方式」で対応していくものである。

市町村合併に係る串木野市と下甌村の経過

串 木 野 市		下 甌 村	
H14.10.7	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村の2市4町4村の川西薩地区任意合併協議会設立		
11.13	串木野市の住民グループが日置地区6町合併協議会への参加設置を求めて、同市に住民発議を申請	11.14	下甌村議会が鹿島村との2村合併議案を否決。2村合併議案否決の責任をとり村長が辞職
12.25	串木野市を含む2市4町3村で川西薩地区法定合併協議会設立	11.18	下甌村が川西薩地区法定合併協議会参加の態度を留保
H15.1.6	串木野市長から、市来町、東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町、金峰町に、1市6町での法定合併協議会設置議案を付議するかを照会	12.22	村長選挙
		12.25	下甌村を除く2市4町3村で川西薩地区法定合併協議会設立
1.26	市長選挙	H15.1.10	下甌村議会が川西薩地区法定合併協議会参加への関連予算案を否決。下甌村は、川西薩地区法定合併協議会に事実上不参加決定
2.25 ～ 3.3	18歳以上の全市民を対象に、市町村合併に関する住民アンケートを実施		
3.27	・H15.1.6の付議照会について金峰町が付議しない旨回答 ・住民発議終了	1.14	川西薩地区法定合併協議会としては、下甌村の当局と議会の意思統一を要請
3.28	第4回市町村長調整会で、串木野市長として川西薩地区か日置地区かについて、一両日に日置地区とも話をして、3月31日までに回答したい旨を表明	1.21	住民グループが川西薩地区法定合併協議会への参加設置を求めて、同村に住民発議を申請
3.31	串木野市内部の各関係会議並びに串木野市議会との協議等のため、串木野市長として回答期限の1週間延期を文書で申入れ	2.4	下甌村議会が川西薩地区法定合併協議会へのオブザーバー参加などを求める予算案を否決。下甌村は川西薩地区法定合併協議会への参加断念
4.7	第6回市町村長調整会で、串木野市長離脱の意向表明、議会と意思統一された離脱についての正式文書を提出することを了承	3.13	住民グループが村議の解職本請求
4.16	第7回市町村長調整会で、串木野市長として離脱については5月の新議会に諮ることを表明	5.11	住民投票
4.27	串木野市議会選挙	6.8	下甌村議会補欠選挙
5.16	串木野市議会全員協議会を開催し、川西薩地区離脱について投票を議長を含む全員で行い、11対11の可否同数	6.12	・下甌村議会全員協議会開催。下甌村長が川西薩地区法定合併協議会への加入意向を説明。議長を除く11人で採決し、賛成8、反対3の賛成多数で加入について同意 ・同日付で、下甌村長と下甌村議会議長の連名で川西薩地区法定合併協議会への正式加入申し入れ文書を(※注2)を、川西薩地区法定合併協議会会長へ提出
5.19	5月16日の串木野市議会全員協議会の結果を踏まえ、串木野市長の判断により、離脱申し入れ文書(※注1)を、川西薩地区法定合併協議会会長へ提出	6.14	・第10回市町村長調整会で、下甌村長が川西薩地区法定合併協議会への参加を申入れ。 ・串木野市を除く1市4町3村の首長は下甌村加入を議会に付議すると回答 ・串木野市長は「離脱を願っているのなら、併せて串木野市の離脱を議会へ提案してもらえないなら、下甌村の加入についてのみは、串木野市議会へは提案できない」旨を表明
5.23	・第9回市町村長調整会で、串木野市長が「5月19日の文書は、串木野市議会の全員協議会の結果、民意をもとに市長として決断し、正式離脱文書として提出したので、協議会として離脱について手続きに入り、各市町村も付議してほしい」旨を表明 ・従来どおり串木野市議会と意思統一された文書提出を串木野市長へ要望	6.25	下甌村長が、関係8市町村に対して「下甌村を含む1市4町4村の新たな合併協議会の組織設置」について文書で検討依頼
6.14	・第10回市町村長調整会で、串木野市長が「串木野市議会の状況は、前回と同じであり、下甌村の川西薩地区法定合併協議会への参加を申入れについては、串木野市は離脱を願っているのなら、併せて串木野市の離脱を議会へ提案してもらえないなら、下甌村の加入についてのみは、串木野市議会へは提案できない」旨を表明 ・1市4町3村の首長は、下甌村の加入に合意	6.28	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村の1市4町4村の新法定協議会準備会発足

(※)注1 串木野市長からの文書について

- ・5/19付けで串木野市長から会長あてに提出された離脱申し入れ文書については、『離脱について議会の同意が得られていない』ため、5/23第9回市町村長調整会では正式な離脱文書として認められませんでした。
- ・従って、法的に串木野市は、昨年12月の川西薩地区法定合併協議会設置(加入)の議決が現在も生きており、(7/10現在)離脱していません。

(※)注2 下甌村長からの文書について

- ・6/12付けで下甌村長から会長あてに提出された加入申し入れ文書については、6/14第10回市町村長調整会で協議されました。
- ・そこで串木野市を除く8市町村長は加入を認めましたが、『加入について村議会の同意が得られている』にもかかわらず、串木野市長から『串木野市の離脱も同時に議会へ提案してもらえないければ下甌村の加入は認めない』との反対意見があり、下甌村の川西薩地区法定合併協議会への加入はできませんでした。

◎法定協の離脱、加入の手続きについて

- ・離脱あるいは加入の場合、それを要望する自治体をはじめ関係する全市町村長の合意と全議会の可決が必要です。法的に、一議会の否決で離脱も加入もできません。
- ・手続きの順序としては、まず「離脱あるいは加入を要望する市町村長から『議会の同意を得た文書』の提出」があり、「市町村長会議の合意」「法定協議会規約改正の可決」「全議会の可決」が済んで、正式な離脱あるいは加入となります。